

町内会等が設置する防犯カメラの 運用に関するガイドライン

令和 7 年 4 月

佐世保市

第1 はじめに

1 ガイドライン策定の目的

本市では、個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪のない社会の実現のため、「佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり条例」を施行するとともに、同条例に基づいた「佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を設置し、市、市民、事業者及び関係機関・団体が一体となって安全で安心なまちづくりの推進を図っています。

そのような中、防犯意識の高まりにより、地域においては様々な団体による自主防犯活動が実施されており、新たな取組みの一つとして、防犯カメラの設置について関心が高まっています。

防犯カメラは、犯罪の防止に効果がある一方、撮影された映像は、特定の個人が識別できる場合には、「個人情報」に該当することから、プライバシーの保護を十分考慮する必要がある、長崎県においても「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を定めています。

これらを踏まえ、防犯カメラを設置される町内会又は地区自治協議会（以下「町内会等」という。）の皆さまが、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用できるよう、最低限配慮すべき具体的な内容を取りまとめた「町内会等が設置する防犯カメラの運用に関するガイドライン」を策定いたしました。

地域における防犯の取組みとして防犯カメラを設置される場合は、このガイドラインを参考に、適切な運用に努めていただきますようお願いいたします。

2 ガイドラインの対象となる防犯カメラ

ガイドラインの対象となる防犯カメラは、町内会等が設置するもので、次の要件を全て満たすものとしています。

- (1) 公道その他の不特定多数の人が往来する公共の場（市が設置する施設除く）を常時撮影するもの。

施設管理や防災等を主目的とするもの、個人の住宅・駐車場・ごみ収集所など個人・事業者・団体等の資産管理を目的としたもの、特定の個人の行動を監視する目的で撮影するもの等については、不特定多数の人の往来が想定されないことから、このガイドラインの対象外とします。

- (2) 映像の記録機能を有するもの。

ハードディスクやSDカードなど、画像データを記録する媒体の種類は問いませんが、犯罪捜査等の際は警察へ映像データを提供いただくことになりますので、ご注意ください。

3 防犯カメラに記録された個人の画像データ

防犯カメラに記録された画像データは、特定の個人が識別できる場合には、「個人情報」に該当するため、「個人情報の保護に関する法律」により保護の対象となります。

町内会等が、この個人情報を取り扱う場合は、このガイドラインのほか、「個人情報の保護に関する法律」の規定に基づき、適正に取り扱う必要があります。

第2 防犯カメラの設置及び運用に当たっての留意事項

1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラは犯罪を防止する目的で設置されるものであるため、目的を逸脱した利用を行わないでください。

2 地域における合意形成

防犯カメラは、犯罪防止の効果があるため、設置を望む声がある一方で、プライバシーに対する考え方の違いや設置費、維持管理費の負担など、地域内において様々な意見がある場合もあります。円滑な防犯活動の推進のために、事前に地域の方々へ十分説明を行い総会等において地域の合意を得る必要があります。

3 撮影範囲及び設置場所等

防犯カメラで撮影された画像データは、その取扱いによってはプライバシーを侵害する恐れがあるため、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないように設置場所、撮影方向、撮影範囲を定めてください。

また、設置に当たっては、必要に応じて防犯カメラを設置しようとする場所の管理者や撮影の範囲内に居住する住民等から許可を得てください。

4 設置の表示

防犯カメラの設置について表示することは、プライバシーの保護に資するだけでなく、犯罪を抑止する効果を高めることにもつながります。

撮影対象区域内又は付近の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者等の名称を表示することについてご検討ください。

5 管理責任者、操作取扱者の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、管理責任者を指定してください。

また、管理責任者が自ら防犯カメラを操作することができない場合は、操作取扱者を指定し、その者だけに機器の操作等を行わせることとします。

なお、管理責任者及び操作取扱者であっても、原則防犯カメラの画像を自由に閲覧できないこととし、閲覧することが必要になった場合には、知り得た情報は第三者に漏らしてはいけません。

6 撮影された画像データの適正な管理

画像データの漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止するため、次の事項に留意して必要な措置を講じてください。

- (1) 管理責任者又は操作取扱者以外が安易に操作できないよう適切な措置を講じること。また、防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を介してパソコンに接続する場合は、ウイルス対策ソフトの導入や、安全なIDやパスワードの設定、防犯カメラの構成機器及び接続する機器を最新の状態に保つなど、必要な措置を講じること。
- (2) 記録媒体等（CD-ROM、DVD、SDカード、ハードディスクなど）を保管する場合は、施錠された場所で厳重に管理すること。
- (3) 記録機器で録画された画像データは、「7 撮影された画像データの利用及び提供の制限」に定める場合を除き、外部へ持ち出さないこと。
- (4) 記録機器で録画された画像データは不必要な複写や加工は行わないこと。
- (5) 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で、必要最小限度の期間とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合は、保存期間を延長することができるものとする。
- (6) 保存期間を経過した画像データは速やかに消去するか、上書きにより消去すること。
- (7) 記録媒体を廃棄する場合には、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理又は記録媒体に記録された画像データを復元不可能な方法により行うこと。

なお、廃棄は管理責任者を含め複数人で行うとともに、処分の日時、方法等を記録しておくこと。

7 撮影された画像データの利用及び提供の制限

記録された画像データは、設置目的以外に利用しないでください。

また、次の場合を除き、第三者へ閲覧させ、提供してはいけません。記録された画像データを利用する場合は、相手先に身分証明書の提示を求める等身元の確認を行うとともに、日時、相手先、目的・理由、画像の内容等を記録してください。

- (1) 法令に基づく場合

裁判官が発する令状に基づく場合や捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）、裁判所からの文書送付や調査の嘱託、文書提出命令（民事

訴訟法第 186 条等)、弁護士会からの照会(弁護士法第 23 条の 2 第 2 項)に基づく場合等をいいます。

- (2) 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合などが想定されます。

- (3) 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため協力を求められた場合
警察の任意捜査への協力や消防署の火災原因調査等が想定されます。

8 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行ってください。

9 問い合わせ・苦情等への対応

防犯カメラの設置・運用に関する問い合わせや苦情等に対して、管理責任者等にて誠実、迅速に対応してください。

また、対応要領をあらかじめ定めておくことが望ましいです。

10 業務の委託

防犯カメラの設置、施設管理業務や警備業務を委託する場合は、設置運用規程の遵守を契約の条件にするなど、適正な設置、運用を徹底してください。

第3 設置運用規程の策定と適切な取扱い

このガイドラインは、町内会や地区自治協議会の皆さんが防犯カメラを設置・運用するにあたって、防犯カメラの有用性とプライバシー保護との調和を図るため、配慮していただきたい基本的事項をまとめたものです。

実際の設置運用に当たっては、設置者等は、このガイドラインに沿った設置及び運用を行うとともに、防犯カメラ設置運用規程（作成例）を参考に、それぞれの運用形態に合わせた設置運用規程を定め、適正に取り扱わなくてはなりません。

防犯カメラの運用や運用規程の作成にあたり、ご不明な点がございましたら、ご相談ください。

防犯カメラ設置運用規程（作成例）

1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーに配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇（佐世保市〇〇町〇〇）に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、適正な運用を図ることを目的とする。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇（佐世保市〇〇町〇〇）周辺における犯罪防止のために設置する。

3 設置場所等

(1) 設置の場所及び設置台数

別紙1「配置図」のとおり、〇〇（佐世保市〇〇町〇〇）に●台の防犯カメラを設置する。

※「配置図」には、カメラの設置場所、撮影方向を表示する。

(2) 設置の表示

防犯カメラの設置場所付近の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。また、表示板には設置者名等を記載する。

※別紙2を参照して作成。表示板を設置しない場合、本項は削除する。

4 管理責任者等

(1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置く。

(2) 管理責任者は、□□とする。

(3) 管理責任者は防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置く。

(4) 操作取扱者は、△△とする。

(5) 管理責任者の責務は、次のとおりとする。

ア 撮影された画像データを適正に管理すること。

イ 撮影された画像データの利用や提供を制限すること。

ウ 問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。

エ その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。

5 画像データの管理

- (1) 管理責任者又は操作取扱者以外が安易に操作できないよう適切な措置を講じる。

※ 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を介してパソコンに接続する場合、以下の内容を追記する。

「ウイルス対策ソフトの導入や、安全なＩＤやパスワードの設定、防犯カメラの構成機器及び接続する機器を最新の状態に保つなど、必要な措置を講じる」

- (2) 記録された画像データを含む記録媒体の保管場所は、■■■とする。記録媒体は、施錠可能な保管庫で厳重に保管し、外部への持ち出しや転送を禁止する。
- (3) 画像データの不必要な複写及び加工を行わない。
- (4) 画像データの保存期間は■■■とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長することができる。
- (5) 保存期間を経過した画像データは、上書き等により速やかにかつ確実に消去する。
- (6) 記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上、処分した日時、方法等を記録する。

6 画像データの利用及び提供の制限

画像データは、設置目的以外に利用しない。

また、次の場合を除き、第三者の閲覧、第三者への提供を許可しない。なお、閲覧・提供に当たっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元確認を行うとともに、別紙３「画像提供依頼書」を○年間保存する。

- (1) 法令に基づく場合（令状や捜査機関からの照会に基づく場合など）
- (2) 人の生命、身体及び財産の安全の確保、その他公共の利益のために必要と認められる場合
- (3) 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため、協力を求められた場合

7 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、▲か月ごとに保守点検を行う。

8 問い合わせ・苦情等への対応

管理責任者は、問い合わせや苦情など防犯カメラの設置運用により生じる事態

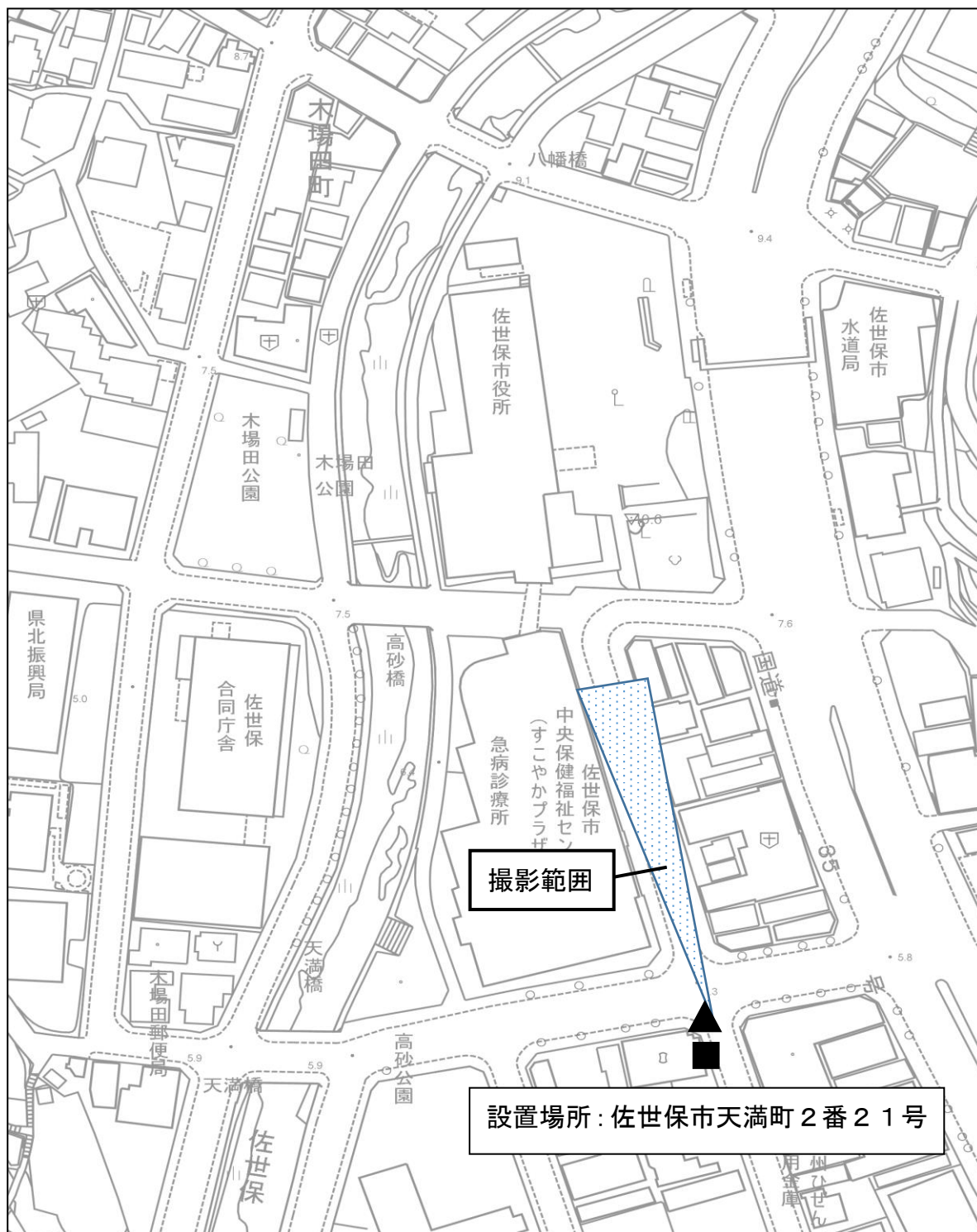
について、責任を負うとともに、迅速かつ誠実に対応する。

9 業務の委託

防犯カメラの設置、施設管理業務や警備業務を委託する場合は、設置運用規程の遵守を契約の条件とするなど、適正な設置、運用を徹底させる。

この規程は、〇〇 年 月 日から実施する。

防犯カメラ配置図（作成例）



■ : 防犯カメラ

▲ : 表示板

表示板（作成例）

防犯カメラ 作動中	設置者 （〇〇町内会）
Security Camera in Use	
監控 撮 像 中	
방범 카메라 작동중	

画像提供依頼書(作成例)

※太枠内は提供依頼者が記載のこと

提供日時		年	月	日	時	分
管理責任者氏名 (又は操作取扱者)						
提供 依頼 者	団体名					
	住 所					
	氏 名					
	連絡先					
依頼目的						
依頼方法		☐ 閲覧のみ ☐ 提供(記録媒体)				
依頼する画像 データ内容		年	月	日	時	分から
		年	月	日	時	分までの画像
その他		※提供の場合、返却日時、返却者の署名を記載のこと				

【問合せ】

佐世保市市民生活部市民安全安心課

電 話 : (0956) 24-1111 (内線 2266～2267)

F A X : (0956) 25-9675

Eメール : simian@city.sasebo.lg.jp